

多治見市調理場 調理・配膳・洗浄業務委託公募型プロポーザル募集要項

令和5年11月
多治見市教育委員会

次により、多治見市調理場における調理・配膳・洗浄業務委託に係る民間事業者を公開募集する。

1 趣旨

学校給食は、園児・児童・生徒の健康増進、安全管理等について万全の配慮を講じなければならない。本業務を委託する民間事業者の選定にあたっては、資力、信用、経験、理解等を総合的に備えた事業者を選定し、学校給食の質の保持、調理業務の安全性及び継続性を確保するため、提案書に基づく公募型プロポーザル方式で選定審査を実施する。

2 委託する業務内容等

(1) 委託業務名

- ① 多治見市北栄小・北陵中隣接校対応調理場及び多治見市立池田小学校 調理・配膳・洗浄業務委託
- ② 多治見市養正小学校近接校対応調理場、多治見市昭和小学校近接校対応調理場及び多治見市立滝呂小学校 調理・配膳・洗浄業務委託

(2) 施設名称及び位置

- ① 多治見市北栄小・北陵中隣接校対応調理場及び多治見市立池田小学校 調理・配膳・洗浄業務委託

ア 調理・洗浄業務

1	調理場名	多治見市北栄小・北陵中隣接校対応調理場
	所在地	多治見市旭ヶ丘10丁目6番地の82
2	調理場名	多治見市立池田小学校
	所在地	多治見市池田町6丁目25番地

イ 配膳業務

1	学校名	多治見市立北栄小学校
	所在地	多治見市旭ヶ丘10丁目6番地の82
2	学校名	多治見市立北陵中学校
	所在地	多治見市旭ヶ丘10丁目6番地の82

3	学校名	多治見市立池田小学校
	所在地	多治見市池田町6丁目25番地

- ② 多治見市養正小学校近接校対応調理場、多治見市昭和小学校近接校対応調理場及び多治見市立滝呂小学校 調理・配膳・洗浄業務委託
ア 調理・洗浄業務

1	調理場名	多治見市養正小学校近接校対応調理場
	所在地	多治見市平野町2丁目80番地
2	調理場名	多治見市昭和小学校近接校対応調理場
	所在地	多治見市平和町4丁目180番地
3	調理場名	多治見市立滝呂小学校
	所在地	多治見市滝呂町12丁目186番地の4

イ 配膳業務

1	学校名	多治見市立養正小学校
	所在地	多治見市平野町2丁目80番地
2	学校名	多治見市立昭和小学校
	所在地	多治見市平和町4丁目180番地
3	学校名	多治見市立滝呂小学校
	所在地	多治見市滝呂町12丁目186番地の4

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年7月31日まで。

ただし、業務履行期間は、令和6年8月1日から令和9年7月31日までとし、契約締結の日から令和6年7月31日までの間は、習熟訓練等に係る準備期間とする。

(4) 予定価格（消費税及び地方消費税を除く）

契約期間中の各年度の支払い上限額は、下記のとおりとする。

- ① 多治見市北栄小・北陵中隣接校対応調理場及び多治見市立池田小学校 調理・配膳・洗浄業務委託

194,400,000円

年度	支払い上限額（円）
令和6年度	43,200,000

令和7年度	64,800,000
令和8年度	64,800,000
令和9年度	21,600,000

- ② 多治見市養正小学校近接校対応調理場、多治見市昭和小学校近接校対応調理場及び多治見市立滝呂小学校 調理・配膳・洗浄業務委託
410,932,800円

年度	支払い上限額 (円)
令和6年度	91,318,400
令和7年度	136,977,600
令和8年度	136,977,600
令和9年度	45,659,200

- (5) 調理機器等賃借料 (消費税及び地方消費税を除く)
年度ごとの調理機器等の賃借料は、下記のとおりとする。
これらは、年度ごとにそれぞれ受託者が多治見市に対して支払う義務を負う。

- ① 多治見市北栄小・北陵中隣接校対応調理場及び多治見市立池田小学校
調理・配膳・洗浄業務委託

年度	調理機器賃借料 (円)		
	北栄小	池田小	合計
令和6年度	1,349,000	711,000	2,060,000
令和7年度	2,024,000	1,066,000	3,090,000
令和8年度	2,024,000	1,066,000	3,090,000
令和9年度	675,000	355,000	1,030,000

- ② 多治見市養正小学校近接校対応調理場、多治見市昭和小学校近接校対応調理場及び多治見市立滝呂小学校 調理・配膳・洗浄業務委託

年度	調理機器賃借料 (円)			
	養正小	昭和小	滝呂小	合計
令和6年度	1,439,000	2,138,000	793,000	4,370,000
令和7年度	2,159,000	3,207,000	1,190,000	6,556,000
令和8年度	2,159,000	3,207,000	1,190,000	6,556,000
令和9年度	720,000	1,069,000	397,000	2,186,000

3 応募事業者の条件等

- (1) 応募資格 (次に掲げる要件を全て満たしていること。)

- ① 基本的要件

ア 多治見市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

登録されていない者は、プロポーザル選定審査により受託者として選定さ

れた場合、多治見市競争入札参加資格者名簿への登録手続を行うこと。

イ 岐阜県内又は愛知県内に本社、支社、営業所、事業所のいずれかを有し、1日の調理食数が1,000食以上の施設で学校給食の調理を実施し、現在も事業を継続していること。(共同、単独調理場を問わない。)

ウ 応募の日までの過去5年間において、岐阜県内又は愛知県内の市町村から指名停止措置を受けていないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員若しくは暴力団員の統制下にある団体及び暴力団員が所属する団体でないこと。また、その利益となる活動を行う者でないこと。

② 信用要件

ア 会社の経営状態が正常かつ良好なこと。

イ 食品及び衛生管理に関する関係諸法規を遵守していること。

ウ 納税義務が履行されていること。

③ 安全衛生管理要件

ア 給食に関する安全衛生管理について、文部科学省「学校給食衛生管理基準」を理解し遵守していること。

イ 従業員に対し、食品の安全衛生管理に関する教育が徹底していること。

ウ 従業員の健康管理が十分に行われていること。

(2) 応募に関する留意事項

① プロポーザル募集要項等の承諾

応募事業者は、応募書類の提出をもって、プロポーザル募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

② 応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

③ 応募書類の取扱い

ア 提出された応募書類は返却しない。なお、修正や追加が生じた事項については、提案説明の際に行うこと。

イ 多治見市情報公開条例(平成9年多治見市条例第22号)の規定による公開請求により公開する場合がある。ただし、事業者の利益を損なう恐れがあると認められるものは、応募書類提出時に情報公開意向確認書(様式7)を提出することにより非公開とすることができる。

④ 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

ア 選定審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

イ 著しく信義に反する行為があった場合。

ウ 申請内容が募集要項及び仕様書の内容と著しく相違している場合。

エ 応募時から契約時までの間に多治見市指名停止措置要領(令和2年多治見市告示第45号)の規定に基づく指名停止措置を受けた場合。

(3) 募集要項、仕様書等に関する質問の受付等

募集要項等の内容に関する質問は、次のとおり受け付ける。また、回答は、公平を期するため、原則として多治見市ホームページに掲載、公開する。ただし、選定審査の公平性を損なう質問については回答しない。なお、軽微なものについては、口頭又はメールにて個別に回答する。

① 質問の提出方法

質問票（様式8）に簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出すること。また、必ず電話にて質問票を提出した旨を連絡すること。

② 受付期間

令和5年11月1日（水）午前9時から11月10日（金）午後5時まで

③ 回答期日

令和5年11月17日（金）

④ Eメールアドレス

shokuikusuishin@city.tajimi.lg.jp

(4) 現場見学会

現場見学会参加申込書（様式9）の提出により、現場見学会を実施する。

現場見学参加希望者は、令和5年11月8日（水）午後5時までに、会社名、参加人数（上限3人）及び参加者名を、多治見市教育委員会事務局食育推進課へEメールで連絡すること。

Eメール：shokuikusuishin@city.tajimi.lg.jp

①日時及び会場

ア	日時	令和5年11月13日（月） 午後1時30分から午後5時まで
	見学会場	・多治見市北栄小・北陵中隣接校対応調理場 ・多治見市立北陵中学校 ・多治見市立池田小学校
	備考	見学会は、池田小学校、北栄小・北陵中隣接校対応調理場、北陵中学校の順に実施するため、池田小学校に午後1時20分までに集合すること。
イ	日時	令和5年11月14日（火） 午後1時30分から午後5時まで
	見学会場	・多治見市養正小学校近接校対応調理場 ・多治見市昭和小学校近接校対応調理場 ・多治見市立滝呂小学校

	集合	見学会は、滝呂小学校、養正小学校近接校対応調理場、昭和小学校近接校対応調理場の順に実施するため、滝呂小学校に午後1時20分までに集合すること。
--	----	---

② 留意事項

- ア 現場見学会では募集要項等を配付しないため、各自で用意すること。
- イ 参加者は、最近1か月以内の検便検査結果（検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌0-157・0-26）、清潔な衣服（白衣及び帽子）並びに調理用靴等を用意すること。なお、更衣場所は当日指示する。

(5) 応募書類の提出

応募事業者は、選定審査に係る応募書類を次により提出すること。

① 書類の配布

令和5年11月1日（水）から令和5年11月30日（木）まで。
多治見市ホームページの該当ページからダウンロードして使用すること。

② 提出期日

令和5年11月30日（木）（必着）午後4時まで
※持参の場合は、土・日曜日及び祝日を除く勤務時間中に限る。

③ 提出書類

ア 提案書（表紙、様式1～様式3）

連絡先として担当者名・TEL・FAX・Eメールアドレスを記載し、正本には社印又は代表者印を押印すること。

イ 事業開始までのスケジュール（任意様式）

ウ 会社概要説明書（様式4）

- a 登記簿謄本及び直近3事業年度分の決算書を添付すること。（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を含む。）
- b 完納証明書等国税及び地方税（多治見市の競争入札参加資格者名簿に記載の住所地）に滞納がない旨を証明する書類を添付すること。

エ 学校給食業務受託実績（様式5）

事業主体名、食数、従業員の配置数、年数等を記載すること。

オ 業務委託料見積書（様式6）

- a 委託料全体について、費目の性質別の明細（人件費、被服費、保険衛生費、消耗品費、備品購入費、修繕費、管理費等）を添付すること。なお、見積書には消費税を含まない金額を記載すること。
- b 人件費（本給、諸手当、交通費、引当金、福利厚生費、社会保険料等）の詳細な内訳書を添付すること。特に、正規従業員の給料額と非正規従業員の時給額がわかるように表示すること。

カ その他参考資料（任意提出）

※エ～カは、企画書として一つに編纂されていても可とする。

④ 提出部数

ア 提出部数は、③提出書類のア～カを一式とし、正本1部、副本8部とする。

イ 提案書等の様式

- ・ A4判用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付すこと。
- ・ 図表等については、A3判用紙の折込みを可とする。
- ・ 提案書等は、ファイル等に綴じて提出すること。

⑤ 提出先

〒507-0061

多治見市姫町6丁目1番地の10 多治見市食育センター

多治見市教育委員会事務局 食育推進課 (電話：0572-29-1662)

⑥ 提出方法

応募書類の提出による。(持参又は郵送に限る。)

⑦ その他注意事項

応募にあたっては、本書及び仕様書を参照すること。

4 選定審査

選考方法は、公募型プロポーザル方式とし、業務ごとにそれぞれ契約候補者を選定する。なお、応募が1事業者しかない場合でも、選定審査は実施する。

(1) 日時及び場所

- ① 多治見市北栄小・北陵中隣接校対応調理場及び多治見市立池田小学校
調理・配膳・洗浄業務委託

日時	令和5年12月18日(月) 午後1時30分から
場所	多治見市バロー文化ホール 2階練習室3 (多治見市十九田町2丁目8番地)

- ② 多治見市養正小学校近接校対応調理場、多治見市昭和小学校近接校対応
調理場及び多治見市立滝呂小学校 調理・配膳・洗浄業務委託

日時	令和5年12月20日(水) 午後1時30分から
場所	多治見市バロー文化ホール 2階練習室1 (多治見市十九田町2丁目8番地)

(2) 実施時間

原則30分程度(説明時間20分、質疑時間10分)とするが、応募者数により時間を調整することがある。なお、出席者の人数制限は設けない。

(3) 準備物

パワーポイント等による説明のためプロジェクターやスクリーンの使用又は

貸与を希望するときは、選定審査の前日までに申し出ること。(パソコンなど端末機は各社で持参すること。)

(4) プロポーザル選定審査の順番
応募書類の受付順とする。

(5) 決定通知
選定結果については、文書にて通知する。

(6) その他
天災その他やむを得ない理由により、選定審査を中止することがある。
この場合における損害は、各参加者の負担とする。

5 提案書等の審査方法

(1) プロポーザル選定委員会

学校長、学校給食運営委員会委員(保護者)、税理士、調理場担当職員等計8名程度が審査を行う。

(2) 審査の方法

① プレゼンテーション及びヒアリング審査

応募資格要件を満たした応募事業者の提案書、プレゼンテーション及びヒアリング内容等について審査し、業務実施候補者を選定する。

② 審査項目と配点

審査項目	視点	配点
組織体制	本部との連携、人員配置、フォローアップ体制等	20
安全衛生管理	人員管理、施設管理、食材・調理管理の中での安全衛生のための工夫や配慮	30
人材育成、研修の充実	社内研修、初任者研修、OJTの実施状況について	10
給食業務の実績	学校給食受託実績	20
見積書の金額	最安の事業者を満点とし、金額比率で減点	20
経営診断加点	経営状況、信用状況	20
合 計		120

(3) 業務実施候補者の決定

プロポーザル選定委員会の審査結果を踏まえ、業務実施候補者を決定する。

(4) 審査結果等

- ① 審査結果は、令和6年1月12日(金)までに全ての応募事業者へ通知する。
ただし、各審査項目の点数は公開しないものとする。また、結果に対する異議は受け付けない。
- ② 業務実施候補者は、①の通知を受けた後、速やかに契約を締結する。
- ③ 業務実施候補者の提案書は、契約の一部として取り扱う。
- ④ 受託事業者決定後の辞退は原則認めない。

6 事務局

〒507-0061 多治見市姫町6丁目1番地の10 多治見市食育センター
多治見市教育委員会事務局 食育推進課
電話：0572-29-1662
Eメール：shokuikusuishin@city.tajimi.lg.jp